

社会福祉法人 京都福祉サービス協会
介護福祉士実務者研修課程（通信）学則

（設置目的）

第1条 本研修は、介護福祉士として介護サービスに従事しようとする者を対象とし、個別性を重視した対人援助の視点と理念、専門職としての高い職業倫理や知識、技術等を備えた人材を育成し、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

（名称・所在地）

第2条 本研修は、次の事業所（以下、当校という。）が実施する。

「社会福祉法人 京都福祉サービス協会」

2 当校は、次の位置に設置する。

〒603-8873 京都市中京区壬生花井町2番地 四条柴ビル2階

（実施課程及び形式）

第3条 第1条の目的を達成するため、介護福祉士実務者研修（以下、研修という。）を実施する。

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

3 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。ただし、18ヶ月を超えて在籍することはできない。

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

「京都福祉サービス協会人材研修センター 介護福祉士実務者研修課程」

（研修会場）

第5条 面接授業の会場は、次のとおりとする。

〒603-8873 京都市中京区壬生花井町2番地 四条柴ビル2階

（休業日）

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

（1）土曜日・日曜日

（2）年末年始 12月29日～1月3日

（3）国民の祝日に関する法律に規定する日

（受講対象者）

第7条 受講の対象は次のすべての条件を満たす者とする。

（1）介護福祉士の資格取得を目指している者。

（2）心身ともに健康な者。

（3）高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。

(4) 近畿2府5県に在住する者(ただし、面接授業時、無理なく通学できる場合はその限りでない)。

(入学時期)

第8条 原則、4月1日及び10月1日とする。

(定員)

第9条 受講定員は1講座あたり70名(2学級)とする。

(学費等)

第10条 入学検定料、入学金、授業料は次のとおりとする。

(単位：円)

	検定料	入学金	授業料			教科書	授業料総額 (税込)	
			通信授業 (時間数)	面接授業				
				介護過程Ⅲ	医療的ケア			
介護職員基礎研修 課程修了者	0	0	10,000 (50時間)	0 (0時間)	20,000 (12時間)	授業料 に含む	30,000 (33,000)	
ホームヘルパー 1級課程修了者			10,000 (50時間)	65,000 (45時間)			20,000 (12時間)	95,000 (104,500)
ホームヘルパー 2級課程修了者			65,000 (275時間)					150,000 (165,000)
介護職員初任者 研修課程修了者			60,000 (275時間)					145,000 (159,500)
ホームヘルパー 3級課程修了者			90,000 (375時間)					175,000 (192,500)
研修未修了者			105,000 (405時間)					190,000 (209,000)

2 なお、一部科目免除者については、修了証明書の控えを提出することにより、次のとおり、授業料から割引をおこなう。

(単位：円)

免除科目	認知症の理解Ⅰ(10時間)	認知症の理解Ⅱ(20時間)	医療的ケア(62時間)
代替研修	認知症実践者研修		喀痰吸引等研修(1,2号)
割引額(税込)	5,000(5,500)	5,000(5,500)	30,000(33,000)

(受講申込手続き)

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当校指定の受講申込書に必要事項を記載し、課題作文、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに授業料を納入する。

(4) 当校は授業料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申込締切)

第12条 申込締切日は開講日の3週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当校の判断により申込を受付ける場合がある。

(受講の決定)

第13条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、授業料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第14条 授業料は受講決定通知が届いてから原則7日以内に納入しなければならない。7日以内に納入が確認できない場合は、当校は受講辞退として取り扱うことができる。

2 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当校に申し出たうえで行うことができる。分割回数は2～6分割のみとし、納入期日と金額は当校の指定に従うこととする。また、『授業料分割納付申請書(誓約書)』を1部作成し、初回納入日までに受講生は記入、押印する。原本は当校が保管し、受講生は控えをとっておく。

3 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当校は受講を取り消すことができる。

(授業料の返還)

第15条 納入された授業料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当校規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退の申出日	申込締切日まで	申込締切日翌日から 開校日2日前まで	開校日前日以降
返還額	授業料の全額	授業料の半額	なし

(受講生の本人確認)

第16条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書(住民票、運転免許証、健康保険証、外国人登録証、パスポートなど)の写しを添付し、顔写真を貼付する。
- (2) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第17条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。

- 2 科目の免除は第11条第2項のとおりとする。

(教職員の組織)

第18条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（課題添削） 若干名
- (6) 事務職員 2 名

（使用テキスト）

第19 条 使用する教材は次のとおりとする。

介護職員等実務者研修テキスト（中央法規出版）

（損害賠償保険）

第 20 条 研修受講者は、あらかじめ損害賠償保険制度に加入し、実地研修中に発生した偶発的な事故等により、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

（通信学習の実施方法）

第21 条 通信学習の実施方法は次のとおりとする。

（1）学習方法

受講生はテキストに沿って計画的に自己学習を行い、当校の定める期日までに科目毎にレポートを郵送もしくはインターネットを通じて提出する。

（2）評価方法

レポートの評価基準はA（85点以上）、B（70～84点）、C（60～69点）、D（59点以下）の4段階とし、C以上の評価をもって修了とする。D評価の者は、添削指導に基づき、再提出を行う。

（3）個別学習への対応

自己学習の際の質問に関しては、電子メール等にて受付け、担当講師が回答する。

（面接授業の実施方法及び評価）

第22 条 面接授業は次の方法で実施する。

（1）面接授業は指定された日に当校研修会場にて行う。受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

（2）面接授業に出席するためには、当校の定める期日までに通信学習を修了していなければならない。

（3）面接授業の実施にあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を延期する。

（4）各科目の出席時間数が3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定を行わない。

2 面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員が受講態度や実技の習得状況等により修了の可否を判断する。

（在籍期限）

第23 条 在籍期限は18ヶ月を超えることはできない。

(休学及び復学)

第24条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする場合は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認したうえで復学することができる。

(賞罰)

第25条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第26条 次の事由に該当する者は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類に虚偽の記載が認められた者。

(2) レポートを提出しないなど著しく学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者

(3) 受講中に著しく公序良俗に反する言動・行動により、研修の秩序を著し、再三の指導にも従わない者。

(4) 面接授業において、無断で遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

(5) 正当な理由なく、授業料を支払期日までに支払わなかった者。

(6) 在籍期限を超過した者

(7) その他当研修の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。

なお、授業料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取り扱い)

第27条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第23条に定める在籍期限を超過しないこととする。

(補講について)

第28条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる授業料は徴収しない。

(修了認定方法)

第29条 指定されたカリキュラムを全て履修し、授業料等未納がない者に対し、科目ごとに通信学習、演習中レポート及び実技の習得状況・理解、受講態度等を総合的に評価し、判断する。評価基準は、A（85点以上）、B（70～84点）、C（60～69点）、D（59点以下）の4段階とし、C以上の評価をもって修了とする。

(修了証明書等の交付)

第30条 修了を認定された者は、当校において、社会福祉振興・試験センターの規定する実務者研修修了証明書を交付する（別紙様式）。

(修了証明書の再交付)

第31条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当校に来校するものとする。

(個人情報の保護)

第32条 当校は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たり知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は、個人の権利利益を侵害することのないよう、当校の個人情報保護規則に従い、適正に取り扱いを行う。

3 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。研修終了後、また業務から退いた後においても同様とする。

(その他研修に係る留意事項)

第33条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と当校が判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとし、受講生の不利益にならないよう、日程を追加するなどの策を講じる。

(施行細則)

第34条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年1月27日から施行する。

(別表 第17条関係)

京都福祉サービス協会人材研修センター

実務者研修 教育課程(授業概要)

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目
人間の尊厳と自立	尊厳の保持、自立、自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護など、介護の基本的な概念を理解している。	通信	5	2 人間の多面的な理解と尊厳	人間を理解すること 人間の尊厳の意義 人権、そして尊厳をめぐる歴史的経緯 人権、そして尊厳に関する諸規定
				2 自立・自律の支援	介護における自立 自律への意欲と動機付け 自立した生活を支えるための援助の視点 介護における自立支援の実践 実践例を通じた介護における自立支援の理解
				1 人権と尊厳	介護における権利擁護と人権尊重 介護における尊厳保持の実践 尊厳を無視した介護の課題
社会の理解 I (介護保険の制度)	介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割などを理解し利用者等に助言できる。	通信	5	1.5 介護保険制度創設の背景と目的	人口の少子高齢化と家族による高齢介護の限界 1990年代までの高齢者介護と社会福祉基礎構造改革 介護保険制度の基本理念
				2 介護保険制度の基礎的理解	介護保険制度の概要 保険者・被保険者 保険給付の対象者 保険給付までの流れ 保険給付の対象者種類と内容 地域支援事業 国・都道府県・市町村の役割 その他の組織の役割 介護保険の財政
				1.5 介護保険制度における専門職の役割	介護福祉士の役割 介護支援専門員の役割 その他の専門職の役割

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目
社会の理解 II (社会のしくみの理解)	○家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○社会保障制度の発連、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○障害者総合支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。	通信	30	5 生活と福祉	家庭生活の基本機能 家族 地域 社会集団と組織 ライフスタイルの変化
				10 社会保障制度	社会保障の役割と意義・目的と機能・範囲と対象 現在の社会保障制度の体系 年金保険・医療保険・後期高齢者医療制度 雇用保険・労働者災害補償保険 社会扶助の概要・公的扶助 社会手当・社会福祉
				10 障害者総合支援制度	障害者総合支援法の制定とわらい 障害福祉サービスの種類と内容 障害福祉サービス利用の流れ 自立支援給付と利用者負担 障害者総合支援制度における事業者と施設 障害者総合支援制度における組織・団体の機能と役割 国・都道府県・市町村の基本的役割 指定事業者の役割 その他の機関 ライフサイクルから見た支援組織
				5 介護実践にかかわる諸制度	サービスの利用にかかわる諸制度 虐待防止の諸制度 人々の権利を擁護する諸制度 保健医療にかかわる諸制度 医療にかかわる諸制度 福祉資金の諸制度 住生活を支援する諸制度

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目
介護の基本 I	<p>○介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。</p> <p>○個別ケア、ICF(国際生活機能分類)、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。</p> <p>○介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待予防に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。</p>	通信	10	3 介護福祉士の制度	介護福祉士を取り巻く状況 社会福祉士及び介護福祉士法
				4 尊厳の保持、自立に向けた介護の考えと展開	利用者に合わせた生活支援 自立に向けた支援 介護の専門性
				3 介護福祉士の倫理	介護福祉士としての倫理の必要性 日本介護福祉士会倫理綱領
介護の基本 II	<p>○介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。</p> <p>○チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。</p> <p>○リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。</p> <p>○介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。</p>	通信	20	5 介護を必要とする人の生活の理解と支援	その人らしさの理解 高齢者の暮らしと支援の実際 障害のある人の暮らしと支援の実際 介護を必要とする人の生活環境の理解
				5 介護実践における連携	他職種連携 地域連携
				5 介護における安全の確保とリスクマネジメント	事故防止、安全対策のためのリスクマネジメント 事故防止、安全対策の基礎と実際 感染管理とリスクマネジメント 感染対策の基礎知識 感染症発生時の対応
				5 介護福祉士の安全	健康管理の意義と目的 健康管理に必要な知識と技術 安心して働ける環境づくり

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目
コミュニケーション技術	<p>○利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。</p> <p>○援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。</p> <p>○利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。</p> <p>○状況や目的に応じた記録、報告、会議等の情報の共有化ができる。</p>	通信	20	7 介護におけるコミュニケーション技術	話を聴く技法 利用者の感情表現を察する技法 利用者の納得と同意を得る方法 質問の技法 相談・助言・指導の技法 利用者の意欲を引き出す技法 利用者と家族の意向を調整する技法
				7 介護現場における利用者・家族とのコミュニケーション	コミュニケーション障害のある利用者への対応 高次脳機能障害に応じたコミュニケーション技術 失語症に応じたコミュニケーション技術 聴覚障害に応じたコミュニケーション技術 認知症に応じたコミュニケーション技術
				6 介護におけるチームのコミュニケーション	チームのコミュニケーションとは 記録の意義と目的 記録の種類 記録の書き方と留意点 情報の保護と管理 報告・連絡・相談 会議

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
生活支援技術Ⅰ	<p>○生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。</p> <p>○ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。</p> <p>○居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。</p> <p>○介護技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等)を修得している。</p>	通信	20	2	生活支援とICF	生活支援とアセスメント ICFの視点とアセスメント
				2	居住環境の整備と福祉用具の活用	居住環境の意義・生活空間と介護・アセスメント 福祉用具とは、代表的な福祉用具 生活で福祉用具を活用する視点
				3.5	移動・移乗の介護技術の基本	移動・移乗の介助を行うにあたって 体位変換の介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際 車いす介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際 歩行介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際
				2.5	食事の介護技術の基本	食事の介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際 誤嚥防止におけるアセスメントの視点
				2.5	入浴・清潔保持の介護技術の基本	入浴の介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際 部分浴・清潔保持の介助
				2.5	排泄の介護技術の基本	排泄の介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際
				2.5	着脱、整容、口腔清潔の介護技術の基本	衣服着脱の介助におけるアセスメントの視点・介助の実際 整容の介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際 口腔清潔の介助を行うにあたって・アセスメントの視点・介助の実際
				2.5	家事援助の基本	調理 洗濯 掃除・ごみ捨て 衣服の補修・裁縫 衣服・寝具の衛生管理 買い物

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
生活支援技術Ⅱ	<p>○以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。</p> <p>・移動・移乗、・食事、・入浴・清潔保持、・排泄、・着脱・整容・口腔清潔、・聴覚、・終末期の介護</p>	通信	30	5	移動・移乗の介護	一部介助を要する利用者の体位変換の介助 全介助を要する利用者の体位変換の介助 一部介助を要する利用者の車いす介助 全介助を要する利用者の車いす介助 安楽な体位の保持と褥瘡の予防 一部介助を要する利用者の歩行介助
				4	食事の介助	一部介助を要する利用者の食事の介助 全介助を要する利用者の食事の介助 誤嚥・窒息の予防、脱水の予防
				5	入浴・清潔保持の介護	一部介助を要する利用者の入浴の介助 全介助を要する利用者の入浴の介助
				5	排泄の介護	一部介助を要する利用者の排泄の介助(トイレ・おむつ・トイレ・パッド交換) 頻尿、尿失禁、便秘、下痢、便失禁への対応 その他の排泄に関するさまざまな介助
				4	着脱、整容、口腔清潔の介護	一部介助を要する利用者の衣服着脱の介助 全介助を要する利用者の衣服着脱の介助 状態別にみた衣服着脱の介助 一部介助を要する利用者の整容の介助(洗面・整髪) 全介助を要する利用者の整容の介助(洗顔・整髪) 全介助を要する利用者の整容の介助(ひげの手入れ) 一部介助を要する利用者の整容の介助(爪の手入れ) 一部介助を要する利用者の口腔清潔の介助 状態別にみた口腔清潔の介助
				3	聴覚の介護	不眠時の介助におけるアセスメントの視点 感覚機能が低下している利用者への介助 運動機能が低下している利用者への介助 認知・知覚機能が低下している利用者への介助 睡眠と薬
				4	終末期の介護	終末期ケアの意味・終末期において何を支えるのか 危険時の介護の実際・介護職、家族への支援の実際

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
介護過程Ⅰ	○介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。	通信	20	6	介護過程の意義と目的	介護の概念の見直し・根拠に基づいた介護の実際 介護過程の必要性
				7	介護過程の展開	介護過程の展開イメージ アセスメント 計画の立案 実施 評価
				7	介護過程とチームアプローチ	介護過程とケアマネジメントの関係性 チームアプローチにおける介護福祉士の役割
介護過程Ⅱ	○情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。	通信	25	1	介護過程の実践的展開	事例で学ぶ介護課程の展開 第2章で取り上げる事例と構成
				6	事例1 施設における高齢者の介護過程	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 Aさんのフェイスシート Aさんのアセスメント表(1)、(2) Aさんの個別援助計画表・実施評価表 【解説】Aさんの介護過程について
				6	事例2 在宅における高齢者の介護過程	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 Oさんのフェイスシート Oさんのアセスメント表(1)、(2) Oさんの個別援助計画表・実施評価表 【解説】Oさんの介護過程について
				6	事例3 障害のある利用者の介護過程	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 Mさんのフェイスシート Mさんのアセスメント表(1)、(2) Mさんの個別援助計画表・実施評価表 【解説】Mさんの介護過程について
				6	【演習課題】 介護老人保健施設で生活するTさんの事例	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 Tさんのフェイスシート Tさんのアセスメント表(1)、(2) Tさんの個別援助計画表・実施評価表

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
介護過程Ⅲ	○実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。 ○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。 ○介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。	通学	45	1	利用者への個別に合わせた介護過程の実践的展開	利用者のさまざまな暮らしと介護過程の展開 第3章で取り上げる事例の特徴
				11	事例1 片麻痺のある高齢者の夢の実現に向けた支援	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 介護老人保健施設に入所に至った理由 Kさんのフェイスシート Kさんのアセスメント表(1)、(2) Kさんの個別援助計画表・実施評価表 演習～Kさんの自立に向けた介護の実際(移動・移乗の介護)～ 確認・評価してみよう
				11	事例2 在宅で終末期を迎える高齢者と家族の生活支援	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 介護過程の展開 Nさんのフェイスシート Nさんのアセスメント表(1)、(2) Nさんの個別援助計画表・実施評価表 演習～Nさんの自立に向けた介護の実際(排せ、身だしなみ、食事の介護) 確認・評価してみよう
				11	事例3 都営に住む一人暮らしの高齢者の生活支援	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 介護過程の展開 Fさんのフェイスシート Fさんのアセスメント表(1)、(2) Fさんの個別援助計画表・実施評価表 演習～Fさんの自立に向けた介護の実際(移動、移乗、排泄の介護) 確認・評価してみよう
				11	事例4 介護老人保健施設で生活する利用者への支援	事例の概要・家族構成および生活歴・現在の状況 介護過程の展開 Sさんのフェイスシート Sさんのアセスメント表(1)、(2) Sさんの個別援助計画表・実施評価表 演習～Sさんの自立に向けた介護の実際(衣服の着脱、入浴の介護) 確認・評価してみよう

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
発達と老化の理解Ⅰ	○老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。	通信	10	6	こころの変化と日常生活への影響	老化が及ぼす心理的影響 老化による身体的機能の変化と心理的影響 社会的環境の変化と心理 主観的幸福感 QOL・生きがいの視点 老年期の適応課題とパーソナリティ
				4	からだの変化と日常生活への影響	加齢に伴う身体機能の変化と日常生活への影響 具体的な機能の変化
発達と老化の理解Ⅱ	○発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。 ○高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。	通信	20	7	人間の成長・発達	人が発達していくことへの理解 生理的な発達 心理的な発達 発達段階の意味と一般的な発達区分 発達段階とエリクソンの発達段階説
				7	老年期の発達課題	老年期的人格(人格と尊厳) 老いの喪失体験を価値転換する心理変化 老年期のセクシュアリティの影響 サクセスフル・エイジングと老年期
				6	高齢者に多く見られる症状・疾病等	高齢者に多くみられる症状・訴えとその留意点 介護を要する高齢者によくみられる病気・病態
認知症の理解Ⅰ	○認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。 ○認知症ケアの取組の経緯を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。	通信	10	3	認知症ケアの理念と視点	認知症ケアの理念 認知症ケアの視点
				4	認知症による生活障害、心理・行動の特徴	「人」と「生活」の理解 認知機能の障害が生活に及ぼす影響 中核症状の理解 BPSDのなかの心理(精神)症状 BPSDのなかの行動症状 意識障害の理解
				3	認知症の人とのかかわり・支援の基本	かかわる際的前提 実際のかかわり方の基本

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
認知症の理解Ⅱ	○代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。	通信	20	10	医学的側面からみた認知症の理解	認知症とは 認知症の診断 認知症の原因疾患と治療
				10	認知症の人や家族への支援の実際	初期の認知症への介護 中期の認知症への介護 後期の認知症への介護 認知症ケアにおけるチームアプローチ 家族へのレスパイトケア・エンパワメント
障害の理解Ⅰ	○障害の概念の変遷と障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。	通信	10	4	障害者福祉の理念	「障害」をどうみるのか 「障害」に関する考え方ー「国際障害分類」と「国際生活機能分類」 障害者福祉の基本理念
				4	障害による生活障害、心理・行動の特徴	身体障害による生活上の障害、心理・行動の特徴 知的障害による生活上の障害、心理・行動の特徴 精神障害による生活上の障害、心理・行動の特徴
				2	障害児・者や家族へのかかわり・支援の基本	障害のある人に対する介護の基本的視点 家族に対する支援の基本的視点
障害の理解Ⅱ	○様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。 ○障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。	通信	20	15	医学的側面からみた障害の理解	視覚障害、聴覚・言語障害 運動機能障害 心臓機能障害 腎臓機能障害 呼吸機能障害 筋臓・直腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害 知的障害・精神障害・発達障害 難病
				5	障害児・者への支援の実際	基本的視点に基づいた個別支援 家族の状態の把握と介護負担の軽減 地域におけるサポート体制

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
こころとからだのしくみⅠ	○介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。	通信	20	4	移動・移乗に関するからだのしくみ	なぜ移動をするのか 基本的な姿勢 移動に関連したからだのしくみ
				4	食事に関連するからだのしくみ	なぜ食事をするのか 基本的なからだのしくみ 代償的な栄養摂取法
				4	入浴・清潔保持に関連するからだのしくみ	なぜ入浴・清潔保持を行うのか 基本的なからだのしくみ
				4	排泄に関連するからだのしくみ	なぜ排泄をするのか 基本的なからだのしくみ
				4	着脱、整容、口腔清潔に関連するからだのしくみ	なぜ身じたくを整えるのか 基本的なからだのしくみ
こころとからだのしくみⅡ	○人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、 biomechanics 等人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○身体のしくみ、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。	通信	60	7	人間の心理	人間の欲求の基本的理解 こころのしくみの基礎
				6	人体の構造と機能	生命の維持・恒常のしくみ 人間のからだのしくみ
				7	移動・移乗における観察のポイント	変化に気づくための観察のポイント 医療職との連携のポイント
				7	食事における観察のポイント	変化に気づくための観察のポイント 医療職との連携のポイント
				7	入浴・清潔保持における観察のポイント	変化に気づくための観察のポイント 医療職との連携のポイント
				7	排泄における観察のポイント	変化に気づくための観察のポイント 医療職との連携のポイント
				6	着脱、整容、口腔清潔における観察のポイント	変化に気づくための観察のポイント 医療職との連携のポイント
				6	睡眠における観察のポイント	睡眠のしくみ 心身の機能低下が睡眠に及ぼす影響 変化の気づきと対応
				7	終末期における観察のポイント	終末期の身体機能の特徴 死後のからだの変化 医療職との連携のポイント

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目	
医療的ケア	○医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する	通信	50	2	総論	人間と社会 保健医療制度とチーム医療 安全な療養生活 清潔保持と感染予防 健康状態の把握
				7	高齢者および障害児・者の喀痰吸引概論	呼吸のしくみと働き いつもと違う呼吸状態 喀痰吸引とは 人口呼吸器と吸引 子どもの吸引について 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 呼吸器系の感染と予防（吸引に関連して） 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認 急変・事故発生時の対応と事前対策
				7	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、生活の保持 吸引の技術と留意点 喀痰吸引にともなうケア 報告および記録
				14	介護職員等による喀痰吸引のケア実施の手引き	①口腔内（通常手順） ②鼻腔内（通常手順） ③気管カニューレ内部（通常手順） ④口腔内[人口呼吸器装着者（非浸襲的人工呼吸療法のを含む）] ⑤鼻腔内[人口呼吸器装着者（非浸襲的人工呼吸療法のを含む）] ⑥気管カニューレ内部[人口呼吸器装着者（浸襲的人工呼吸療法）]
				7	高齢者および障害児・者の経管栄養概論	消化器系のしくみとはたらき 消化・吸収とよくある消化器の症状 経管栄養とは 注入する内容に関する知識 経管栄養実施上の留意点

科目名	到達目標	授業方法	時間数	中項目	小項目
(医療的ケア)	(○医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する)	通信	(50)	(7)	子どもの経管栄養について 経管栄養に関する感染と予防 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認 急変・事故発生時の対応と事前対策
				7	高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 経管栄養の技術と留意点 経管栄養に必要なケア 報告および記録
				6	介護職員等による経管栄養のケア実施の手引き 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
医療的ケア(演習)	○医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する	通学	12	1	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、生活の保持 吸引の技術と留意点 喀痰吸引にともなうケア 報告および記録
				4.5	介護職員等による喀痰吸引のケア実施の手引き ①口腔内(通常手順) 5回以上 ②鼻腔内(通常手順) 5回以上 ③気管カニューレ内部(通常手順) 5回以上 ④口腔内[人口呼吸器装着者(非浸襲的人工呼吸療法の者を含む)] 1回以上 ⑤鼻腔内[人口呼吸器装着者(非浸襲的人工呼吸療法の者を含む)] 1回以上 ⑥気管カニューレ内部[人口呼吸器装着者(浸襲的人工呼吸療法)] 1回以上
				1	高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 経管栄養の技術と留意点 経管栄養に必要なケア 報告および記録
				4.5	介護職員等による経管栄養のケア実施の手引き 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 5回以上 経鼻経管栄養
				1	緊急蘇生法演習 AED(自動体外式除細動器)を使用した緊急蘇生法の解説と実施 1回以上

修了研修別履修科目表

科目	時間数	1級	1級	2級	3級	初任者	基礎研修	使用教材
人間の尊厳と自立	5	○						実務者研修テキスト第1巻-人間と社会(中央法規)
社会の理解Ⅰ	5	○						
社会の理解Ⅱ	30	○		○	○	○		
介護の基本Ⅰ	10	○			○			実務者研修テキスト第2巻-介護Ⅰ(中央法規)
介護の基本Ⅱ	20	○			○	○		
コミュニケーション技術	20	○		○	○	○		
生活支援技術Ⅰ	20	○						実務者研修テキスト第3巻-介護Ⅱ(中央法規)
生活支援技術Ⅱ	30	○			○			
介護過程Ⅰ	20	○			○			
介護過程Ⅱ	25	○		○	○	○		実務者研修テキスト第4巻-こころとからだのしくみ(中央法規)
介護過程Ⅲ	45	○	○	○	○	○		
発達と老化の理解Ⅰ	10	○		○	○	○		
発達と老化の理解Ⅱ	20	○		○	○	○		実務者研修テキスト第4巻-こころとからだのしくみ(中央法規)
認知症の理解Ⅰ	10	○		○	○			
認知症の理解Ⅱ	20	○		○	○	○		
障害の理解Ⅰ	10	○		○	○			
障害の理解Ⅱ	20	○		○	○	○		
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○			
こころとからだのしくみⅡ	60	○		○	○	○		実務者研修テキスト第5巻-医療的ケア(中央法規)
※医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○	
医療的ケア演習	12	○	○	○	○	○	○	

(別紙様式：第 30 条関係)

実務者研修修了証明書

フリガナ：

氏 名：

生年月日（和暦）：

上記の者は、当機関が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）に基づく実務者研修を令和 年 月 日に修了したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 〒600-8127 京都市下京区河原町通五条下る梅湊町 83 番地の 1
ひと・まち交流館 京都 4 階

名称 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

代表者氏名 理事長 ○ ○ ○ ○ 印

実務者研修コード：

2	6	0	0	8
---	---	---	---	---

実務者研修修了見込証明書

フリガナ：

氏 名：

生年月日（和暦）：

上記の者は、当機関が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修を令和 年 月 日に修了する見込みであることを証明します。

令和 年 月 日

所在地 〒600-8127 京都市下京区河原町通五条下る梅湊町 83 番地の 1
ひと・まち交流館 京都 4 階

名 称 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

代表者氏名 理 事 長 ○ ○ ○ ○ 印

実務者研修コード：

2	6	0	0	8
---	---	---	---	---